

和木町低入札価格調査実施要領

1 趣旨

この要領は、和木町財務規則（平成4年規則第9号）第95条に規定する「最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき」（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費※の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減

じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

3 調査の対象

予定価格が500万円を超える工事又は製造の請負の契約で、入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。ただし、別に定める低入札価格調査判断基準の2（2）判断基準額（以下「判断基準額」という。）を適用する工事又は製造の請負の契約にあつては、当該判断基準額未満となったものは調査の対象としない。

4 入札参加者への周知

入札執行者は、「調査基準価格を下回った入札を行ったものは必ずしも落札者とならず、当該入札があつた場合は、開催後直ちに落札を保留し、調査後改めて落札者を決定することがある」旨を入札執行前に周知する。

5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は「調査基準価格を下回った入札があつたので落札決定を保留する」旨を宣言し、入札を終了する。

6 調査の実施（様式第3号）

入札執行者は、落札保留後、調査の対象となる入札を行った者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、(1) から (5) までの事項について調査する。調査対象者が複数あつた場合は、入札価格の低い者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値（それぞれ求められた評価点の合計に100点を加え、入札書に記載された金額で除して得た値をいう。）の高い者）から順に調査する。

- (1) その価格で入札した理由及び工事費の内訳書（様式第4号）
- (2) 手持工事の状況（様式第5号）
- (3) 労務者の確保計画（様式第6号）
- (4) 下請予定業者の状況（様式第7号）
- (5) その他

ただし、判断基準額を適用しない工事については(6)から(12)までの事項についても調査するものとする。

- (6) 手持資材・購入予定資材の状況（様式第8号及び第9号）
- (7) 手持機械の状況（様式第10号）
- (8) 安全対策の計画（様式第11号）
- (9) 品質確保の計画（様式第12号）
- (10) 過去に施工した公共工事（様式第13号）
- (11) 建設副産物の搬出予定地（様式第14号）
- (12) 経営内容状況及び信用状況

7 調査の方法

- (1) 入札執行者は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く。）に、6に掲げる事項の調査に必要な資料及び添付資料（以下「資料等」という。）の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、工事内訳書については、入札書の提出と同時に提出されている場合を除く。
- (2) 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

8 報告及び協議書の提出

- (1) 入札執行者は、5により落札決定を保留した場合は、報告書（様式第1号）を入札審査会会長に提出すること。
- (2) 入札執行者は、調査項目による調査終了後、協議書（様式第2号）を作成し、入札審査会会長に提出すること。

9 入札審査会の審査

- (1) 入札審査会の会長は、8(2)による協議書が提出されたときは、当該工事の担当課長等の出席を求め、協議書に基づく審査のための会議を開催する。
- (2) 入札審査会は、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを資料等により審査する。なお、落札者が決定した時点で、以後の調査対象者の調査は行わず、審査を終了する。
- (3) 調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない場合や事情聴取に応じない等、調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。

10 判断基準

審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものとする。

11 調査結果の通知

入札執行者は、落札候補者に対して落札の決定があった旨を通知するとともに、落札候補者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

12 調査結果の公表

企画総務課において、低入札価格調査の実施概要(様式第3号)を11により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

13 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事のうち、入札額が、上記2の(1)から(3)の算定式の「直接工事費の10/10」を「直接工事費の9.5/10」、「一般管理費等の7/10」を「一般管理費の3/10」として算定した額を下回る場合については、施工体制等の点検を強化するものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この告示は、平成28年5月13日以降指名通知するものから適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

様式第1号

年 月 日

和木町入札審査会会長 様

入札執行者

低入札価格調査の実施について（報告）

年 月 日に下記工事に係る入札を執行したところ、低入札価格調査実施要領の調査基準価格を下回ったので調査を実施します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
予 定 価 格	
調 査 基 準 価 格	
積算チェック後の 調 査 基 準 価 格	
入 札 金 額	
入 札 業 者 名	

*調査基準価格の内訳書（直接工事費＋共通仮設費積上分）を添付

*入札経緯及び入札結果表を添付

様式第2号

低入札価格調査に関する協議書

平成 年 月 日

和木町入札審査会会長 様

入札執行者

工 事 名	
調査実施の業者名 及 び 住 所	

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由 及び入札価格 (内訳書添付)	
2 手持工事の状況	
3 労務者の確保計画	
4 下請予定業者の状況	
5 そ の 他	
6 手持資材・資材購入予定の 状況	
7 手持機械の状況	
8 安全対策の計画	
9 品質確保の計画	
10 過去に施工した公共工事	
11 建設副産物の搬出予定の 状況	
12 経営状況及び信用状況	
13 数 値 的 判 断 基 準	
14 判 断 結 果	

様式第3号

低入札価格調査の実施概要

工 事 名	
調査実施の業者名 及 び 住 所	

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由 及び入札価格 (内訳書添付)	
2 手持工事の状況	
3 労務者の確保計画	
4 下請予定業者の状況	
5 そ の 他	
6 手持資材・資材購入予定の 状況	
7 手持機械の状況	
8 安全対策の計画	
9 品質確保の計画	
10 過去に施工した公共工事	
11 建設副産物の搬出予定の 状況	
12 経営状況及び信用状況	
13 数 値 的 判 断 基 準	
14 判 断 結 果	

様式第4号

低入札価格調査表

入札者 住所
氏名

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 価 格	
1 その価格で入札した理由	

- * 1 入札価格の内訳書を添付すること。
- 2 特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

様式第11号

8 安全対策の計画

1 安全対策の確保について

2 使用予定資機材

3 保安要員等の計画

4 その他

様式第12号

9 品質確保の計画

1 技術者等の配置計画

2 品質管理計画

3 出来形管理計画

4 その他

